

令和元年度
札幌市保健所運営協議会

議 事 録

日 時：2019年11月19日（火）午後6時30分開会
場 所：W E S T 1 9 2 階 大 会 議 室

1. 開 会

○事務局（鈴木健康企画課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和元年度札幌市保健所運営協議会を開催いたします。

私は、本協議会の事務局を務めさせていただいております札幌市保健所健康企画課長の鈴木でございます。本日は、議事に入るまでの進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本協議会は公開で開催することになっておりますので、後ろのほうに傍聴席を設けております。また、議事録を札幌市公式ホームページで公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

さて、今年度は委員の改選期となっており、皆様に委員の再任または新任のご承諾をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。本日、机の上に委嘱状をお配りさせていただいております。これをもって委員の委嘱にかえさせていただきます。

なお、委嘱状の日付につきましては、任期の開始日である令和元年10月1日付とさせていただきます。

では、初めに、本日の出席状況をご報告いたします。

本日は、4名の委員の方から所用により欠席する旨のご連絡をいただいております。委員14名中、10名の出席となり、出席者が過半数を超えておりますので、当協議会の規定により、本日の会議は成立することをご報告いたします。

次に、配付している資料の確認をさせていただきます。

資料は、皆様から見て左側には、次第、委員名簿、座席図、札幌市保健所運営協議会条例、令和元年度事業概要を、そして、右側には、各議題の説明資料として、パワーポイントのスライド等のコピー8部をお配りしております。

資料はおそろいでしょうか。

もし落丁等、不足がありましたら会議途中でもお知らせください。

2. 保健福祉局医務監挨拶

○事務局（鈴木健康企画課長） それでは、開会に当たりまして、札幌市保健福祉局医務監の矢野からご挨拶を申し上げます。

○矢野保健福祉局医務監 保健福祉局医務監の矢野です。

本日は、大変お忙しい中にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、皆様方におかれましては、日ごろから札幌市の保健福祉行政を初めとする市政全般にわたりご支援、ご協力をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

先ほど司会からあったとおり、ことしは委員改選の年に当たります。9名の方々には昨年度から引き続き委員にご就任いただきますほか、今回新たに5名にご就任いただくことになりました。委員のご就任をご快諾いただきましたことに重ねてお礼申し上げます。

この協議会は、札幌市の地域保健及び保健所の運営に関してご審議をいただく条例に基

づいて設置している札幌市の附属機関です。本日は、令和元年度における札幌市保健所の主要事業について、8項目をご報告させていただきます。

後ほど所管の部長からご説明させていただきますが、皆様から忌憚のないご意見をいただき、保健所のよりよい運営に生かしてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、始まりのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員紹介

○事務局（鈴木健康企画課長） それでは、お手元の次第に沿って進めます。

初めに、委員の皆様の紹介をさせていただきます。

五十音順に、順次、皆様のお名前を申し上げますので、大変恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

札幌市食生活改善推進員協議会会長の市野美砂子様です。

公益社団法人北海道看護協会会長の上田順子様です。

札幌市PTA協議会副会長の川又苗穂美様です。

北海道大学環境健康科学研究教育センター特別招聘教授の岸玲子様です。

札幌市小学校長会会計の北圭一様です。

札幌市民生委員児童委員協議会理事の濱田繁光様です。

一般社団法人札幌市医師会会長の松家治道様です。

札幌市中央区連合町内会連絡協議会会長の松野哲也様です。

一般社団法人札幌薬剤師会会長の柳瀬義博様です。

一般社団法人札幌歯科医師会会長の山田尚様です。

なお、本日ご欠席の委員をお名前だけ紹介いたします。

北海道生活衛生協同組合連合会札幌支部支部長の須藤洋一様、連合北海道札幌地区連合会副会長の小野基様、一般社団法人札幌市食品衛生協会会長の廣川雄一様、公益社団法人北海道栄養士会会長の山部秀子様です。

4. 保健所職員紹介

○事務局（鈴木健康企画課長） 続きまして、札幌市保健所職員を紹介いたします。

先ほどご挨拶をいたしました保健福祉局医務監の矢野です。

成人保健・歯科保健担当部長の秋野です。

医療政策担当部長の吉津です。

感染症担当部長の山口です。

食の安全担当部長の細海です。

生活衛生担当部長の高木です。

本日は、このほか、保健所の各担当課長が出席させていただいております。

5. 委員長選出

○事務局（鈴木健康企画課長） 続きまして、委員長選出に移らせていただきます。

今回、委員の改選に伴い、委員長を選出することとなりますが、札幌市保健所運営協議会条例第3条に基づき、委員長の選出につきましては委員の互選により選出することとなっております。

皆様、互選の方法について何かご意見はありませんか。

○市野委員 事務局の考えがあればお伺いいたします。

○事務局（鈴木健康企画課長） 事務局といたしましては、例年、札幌市医師会会長に委員長に就任していただいておりますことから、特に推薦等がございませんでしたら、引き続き札幌市医師会会長の松家委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（鈴木健康企画課長） それでは、皆様にご了承いただきましたので、本協議会の委員長は松家委員にお願いいたします。

早速ですが、松家委員長、中央の委員長席にお移り願いたいと存じます。

〔委員長は所定の席に着く〕

6. 副委員長指名

○事務局（鈴木健康企画課長） 次に、委員長の職を代理する副委員長の選出です。

規定により委員長にご指名いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（鈴木健康企画課長） それでは、ご指名をお願いいたします。

○松家委員長 それでは、副委員長は岸委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（鈴木健康企画課長） それでは、副委員長は岸委員にお願いいたします。

早速ですが、岸副委員長、中央の副委員長席にお移り願いたいと存じます。

〔副委員長は所定の席に着く〕

○事務局（鈴木健康企画課長） 委員長、副委員長が決定しましたので、委員長、副委員長から一言ずつご挨拶を賜りたいと存じます。

それでは、松家委員長、よろしくをお願いいたします。

○松家委員長 今、委員長を仰せつかりました札幌市医師会の松家です。

運営協議会は、市民の健康のほか、食品の安全、お墓やペットなど、非常に広い範囲を扱うものです。この場を通し、市民の安心・安全につながればと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。また、協議会がスムーズに進みますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局（鈴木健康企画課長） ありがとうございます。

続きまして、岸副委員長、よろしくお願いいたします。

○岸副委員長 私は、長年、公衆衛生の分野を専門にしております。松家委員長がおっしゃられたように、この運営協議会は、市民一人一人の健康と安全に非常に重要な場だと思っております。委員長をサポートしてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○事務局（鈴木健康企画課長） ありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと存じますが、議事の進行につきましては、当協議会の規定に従い、委員長にお願いしたいと思います。

それでは、松家委員長、よろしくお願いいたします。

7. 議 事

○松家委員長 それでは、議事に入ります。

お手元の次第に従いまして、令和元年度における札幌市保健所の主要事業について、各担当部長から説明をお願いいたします。

なお、質疑応答は、説明が一通り終わってからとさせていただきます。

○事務局（阿部地域保健・母子保健担当課長） 働く世代の健康増進アプローチ研究事業について説明させていただきます。

お手元のパワーポイントの資料をごらんください。

まず、昨年度に実施いたしました札幌市の健康づくり計画である健康さっぽろ21（第2次）の中間評価から明らかになった働く世代の健康課題と今後の方向性についてです。

働く世代は、男性の肥満者の割合が増加していることや運動習慣のある人の割合が低いなど、他の年代に比べ、栄養、食生活、身体活動、運動などの分野で目標達成がおくれており、若いころからの生活習慣の乱れが将来的な生活習慣病の発症や重症化へつながる危険性があります。

そこで、今後の方向性といたしましては、健康課題を抱える働く世代に対し、引き続き健康審査の受診率の向上や食生活等の生活習慣に関する正しい知識の普及啓発を強化するとともに、日常生活の中で体を動かす仕組みづくりが必要と考えております。

このため、仕事などで忙しく、健康行動を思うようにとれない働く世代、特に札幌市の9割は中小企業にお勤めの方であることを踏まえ、中小企業等の従業員を対象に、働く世代への健康世代増進アプローチ研究事業を実施することとしております。

この事業では、健康意識の向上と健康行動の継続に効果的なアプローチ手法を検証し、この検証結果をもとに中小企業等が従業員の健康増進活動を推進することを目指すものです。

事業内容は、協力いただく企業の従業員に対し、アプリ等のICTを活用した健康に関するデータの取得や健康無関心層の行動変容に一定程度の効果があるとされております。

ンセンティブ付与の手法を用いた健康増進プログラムの実施を通じ、健康に関心がない、または、健康に関心があるけれども、健康行動をとれないといった健康意識別の健康行動への影響要因を分析し、健康行動の継続にどのようなアプローチが効果的であるのかを検証していく事業です。

健康増進プログラムの内容の検討や評価につきましては、札幌医科大学、協会けんぽ、商工会議所等のメンバーから成るプロジェクト会議にて行っております。

対象者は、中小企業等の従業員1,000名程度を考えております。

今年度は、事業全体の企画、検討を行っているところであり、令和2年度から4年度にプログラムを運用しながら検証を進めてまいります。

次に、令和2年度から4年度のプログラムの実施のイメージです。

まず、協力企業の従業員は、専用アプリを使用し、食事、運動、喫煙などの生活習慣のチェックや歩数の測定、定期的な体重や健診受診の有無などの健康行動を実践していきます。これらのデータは、専用アプリを通じ、札幌市に提供されます。

従業員が健康行動を継続できるよう、参加企業は、経営者から声をかけ、よく取り組んでいる者への表彰を行うなどのアプローチを行います。札幌市におきましては、専用アプリを通じ、従業員の健康データの見える化や、個人、企業単位のランキング表示、興味を引く健康情報の発信などを実施し、参加者の健康行動に応じて共通ポイントを付与します。

このようなプログラムを運用しながら参加者の健康データを集計、分析し、分析結果を踏まえてプログラムを見直し、効果的なアプローチを検証してまいりたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールについてですが、今年度は、全3回のプロジェクト会議にて企画、検討を進めており、1月の第3回目の会議にて企画の内容の全体を決定していく予定です。来年度は、今年度に構築しました企画内容をもとに、9月からプログラムを試行実施する予定です。その後、15カ月程度、プログラムを運用し、評価、見直しを経て、さらに、10カ月程度、プログラムを実施することで、最終的には保険者や企業が活用できる健康行動の継続に効果的な手法やプログラムを提案したいと考えております。

○事務局（秋野成人保健・歯科保健担当部長） 私からは受動喫煙対策についてご説明させていただきます。

お手元の資料、あるいは、前方のスクリーンをごらんください。

受動喫煙対策についてですが、皆様も御承知のとおり、昨年7月に健康増進法が改正され、これに基づき、受動喫煙対策を進めることとなっておりますので、まずは法律の概要についてご説明させていただきます。

まず、改正の趣旨です。

多数の者が利用する施設の類型に応じ、屋内禁煙等、施設を管理する者の講ずべき措置について規定されたものです。基本的な考え方としては、大きく三つあります。一つ目は望まない受動喫煙をなくす、二つ目は受動喫煙の健康影響が大きい子どもや病院の患者等

に特に配慮する、三つ目は施設の類型、場所ごとに対策を実施することとなっております。そのほか、国、地方公共団体の責務等が法律により規定されております。

次に、この施設の類型ごとの対策についてです。

既に表の上のAの学校、病院、児童福祉施設等、行政機関をごらんいただければと思いますが、こちらが第1種施設となっており、第1施設ではことしの7月から敷地内禁煙の対策が既に進められております。それ以外のBの上記以外の多数の者が利用する施設、こちらが第2種施設と規定されておりますが、これらの施設は、原則、屋内禁煙となります。また、喫煙専用室を設ける場合は、受動喫煙を防止するための基準を満たす必要があります。さらに、喫煙専用室には20歳未満の方は入ることができないという規定です。

なお、経営規模の小さい飲食店については、右側になりますけれども、直ちに喫煙専用室の設置を求めることが飲食店等の事業の継続に影響を及ぼすことに配慮し、一定の猶予措置を講ずることとなっております。具体的には、資本金が5,000万円以下、客室面積が100平米以下の小規模飲食店については、喫煙可能であることの掲示をすることにより、引き続き喫煙可能とすることができるという規定が設けられております。

しかし、経過措置につきましては、あくまでも既存の飲食店を対象としておりまして、来年4月以降、新規に飲食店等を開設する場合は、資本金、面積にかかわらず、原則、屋内禁煙、または、喫煙するところは喫煙専用室のみとなります。

次に、北海道庁の動きになります。

皆様もご承知のとおり、北海道では受動喫煙防止条例の検討が進められております。道の条例では、特に受動喫煙により健康影響が高いと考えられる20歳未満の子どもたちや妊婦に特に配慮するという規定が盛り込まれております。具体的には、学校等については、健康増進法では屋内は禁煙ですが、屋外には喫煙する場所を設けることが法律上は可能です。しかし、道条例では、学校についても喫煙場所をつくらないとする予定です。また、公園についても、健康増進法上は喫煙場所を設置することが可能ですが、子どもたちがよく利用するというので、喫煙場所を設置する場合は、子どもたちが受動喫煙しないようにするための措置を講ずるといったような努力規定が盛り込まれております。

なお、北海道の条例は、今後、北海道議会での審議を経て、来春に制定されるスケジュールで進められていると聞いております。

次に、札幌市における取り組みです。

札幌市におきましては、さっぽろ受動喫煙防止宣言の制定を検討しているところです。こちらは、健康増進法の改正、または、北海道の条例制定に合わせ、市民、事業者、各団体が一体となって受動喫煙防止に取り組むことを表明する宣言として、今年度中の策定を予定し、検討作業を進めております。

策定に当たり、札幌市健康づくり推進協議会の中に受動喫煙対策部会を設置し、検討しているところです。この部会の構成ですが、健康づくり推進協議会委員に加え、受動喫煙対策を検討するというので、観光分野や飲食・商店街関係の方のほか、子育て関係の方

にも臨時委員としてご参画いただきました。今後、市議会への説明を経て、12月中旬よりパブリックコメントを実施し、今年度中に表明する予定です。

次に、今後の受動喫煙対策の取り組みについてです。

市民や事業者の方々が受動喫煙への健康への影響のご理解をいただき、受動喫煙防止のための行動をとっていただくことが非常に重要と考えております。こういった市民、事業者の皆様との連携、また、改正健康増進法に基づく法の規定に基づいた指導の両輪で取り組みを進めていきたいと考えております。

今後の取り組みといたしまして、主な事業を三つ書かせていただいておりますが、健康増進法や宣言の普及、受動喫煙や喫煙の健康影響に関する普及啓発、健康増進法により義務づけられている事業者への指導のほか、宣言に基づく施策についても検討していくこととしております。

○事務局（山口感染症担当部長） 続きまして、今年度より開始いたしました二つの事業についてご説明いたします。

まず、一つ目は、おたふくかぜワクチンの任意接種費用助成事業についてです。

おたふくかぜは、原因はムンプスウイルスによる感染です。ウイルスに感染した場合、二、三週間の潜伏期を経て、発熱や耳の下にあります唾液腺である耳下腺の腫れ、痛みの症状等が生じます。特効的にきく治療法はなく、対症療法のみで、治るまで治療することになります。

おたふくかぜの合併症は、無菌性髄膜炎が1%から10%の方に生じまして、0.02%から0.3%の方に脳炎、0.01%から0.5%の方にムンプス難聴、そして、男性の場合、（成人してからおたふく風邪になると）20%から40%の方に精巣炎が発症し、これらは年齢が高くなるほど発症率が高くなるとされております。

おたふくかぜは3年から4年で流行を繰り返しております、札幌市内では37の小児科定点から報告をいただいているのですが、年間で約100人の方の届け出をいただいております。

次に、おたふくかぜワクチンについてです。

任意接種なので、推計値になりますが、全国のワクチンについては30%から40%の接種率とされております。このワクチンは、全額自己負担となる任意接種の扱いとなりまして、過去、平成元年に麻しんおたふくかぜ風しん3種混合のMMRというワクチンが定期接種化されていたことがありましたが、この混合ワクチンに含まれるおたふくかぜワクチン株による無菌性髄膜炎が多発したため、平成5年にこの定期接種は中止となりました。現在改良されましたおたふくかぜワクチンは、単独ワクチンとして流通しております、希望すれば、これを接種することができます。

このワクチンの副反応についてですが、0.001%から0.1%の方に無菌性髄膜炎、難聴は極めてまれでありまして、おたふくかぜの自然感染による合併症と比べますとリスクは非常に小さいものとなっております。

日本小児科学会が推奨している接種スケジュールですが、1歳を過ぎたら速やかに接種すること、また、小学校就学前の1年間に2回目を接種するということで、2回の接種が推奨されております。

国のおたふくかぜワクチンに関する動きですが、厚生科学審議会では、おたふくかぜワクチンの定期接種化に向けての検討が継続されております。また、平成30年には日本小児科学会などで構成されます協議会から定期接種化について国に要望書が提出されております。

他都市の状況をご説明いたします。

政令指定都市では、仙台市、名古屋市がおたふくかぜワクチン任意接種の助成を行っておりまして、今年度から神戸市も補助を開始しております。北海道内の179の市町村では、約50の市町村でワクチンの費用助成を行っており、割合にすると約30%です。

次に、札幌市の取り組みについてです。

札幌市といたしましては、合併症の難聴が比較的高い割合、患者が1,000名おられますと1人の割合で起こってしまうこと、また、流通しているおたふくかぜワクチンの安全性が従来より増していること、任意接種のために接種世帯の経済的負担となっているとの理由から費用助成を開始することといたしました。

助成の内容ですが、札幌市民であり、生後12カ月から36カ月未満の方で、既往症、既往歴や予防接種歴がない方に対し、補助回数1回、助成金額3,000円で、令和元年8月からスタートしておりまして、国がワクチンを定期接種するまでこのような助成を続ける予定です。

現在、ワクチンを打つことができる実施医療機関ですが、子どもの予防接種でありますA類定期予防接種実施医療機関の520のうち、現在、約200の医療機関となっております。

8月からスタートした本事業ですが、現在までの実績です。対象年齢の約2万7,000人のうち、ワクチン接種をされた方は約2,600人で、利用率は9.6%となっております。

続きまして、今年度から開始した事業の二つ目の風疹の追加的対策についてです。

この事業の背景として、昨年7月以降、関東地方を対象に30代から50代の男性の風疹患者が増加したことがあり、風疹が蔓延し、抗体が十分ではない妊婦が妊娠初期に感染いたしますと、先天性風疹症候群の子どもが生まれるおそれがあること、2020年東京オリンピック・パラリンピックでは、国内外の方が同一地域に集まり、ここで風疹が広がるおそれがあることなどから国が事業化を決定いたしました。

次に、事業の概要についてです。

この事業の対象になる方は、風疹の抗体保有率が低い世代である40代から50代の男性、このスライドでは赤色の濃いところですが、これらの世代は抗体検査をクーポンを用いて無料で受けられます。

抗体検査を受けまして、抗体価が十分ではない方については、予防接種法に基づき、麻疹風疹混合ワクチンを無料で受けられる仕組みとなっております。

次に、この事業の実施方法についてです。

国が示した実施方法ですが、この事業は、2022年3月までの3年間の事業として、1年目の本年度につきましては、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれまでの男性、現在の年齢にいたしますと、40歳から57歳の方が該当しますが、この方々に対して郵送でクーポンを送り、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれまでの男性に対しては、制度周知を行い、抗体検査を希望する方にクーポンを発行するという仕組みです。

なお、二つに分けた理由はワクチンが足りなくなることも考えたためです。

この事業は、日本医師会と全国知事会が集合契約をしております。クーポンがあればどの自治体でも抗体検査や予防接種が受けられます。ですから、札幌の方が別のところで抗体検査や予防接種を受けることができますし、反対に、札幌市民ではない方が札幌で受けられます。このように、乗り入れができるというシステムになっております。

次に、札幌市の取り組みについてです。

札幌市では、国の制度内容に沿いまして、クーポンの発送準備が整いました本年5月より事業を開始しており、2020年3月末まで実施する予定です。現在、市内の実施医療機関は約500施設となっております。

実績についてですが、クーポン発行数は、対象①の13万人に対し、希望のあった2万人に対して発行済みです。対象②に対してはクーポンを発行しております。

なお、対象①は昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれまでの方で、対象②は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれまでの方となります。

直近の実績ですが、令和元年10月末現在、抗体検査を受けた方は約1万7,000人で、クーポンの発行総数に対し、14%になります。予防接種は約1,800人の方が受けており、1.5%となっております。予防接種は、抗体検査の結果、陰性の方のみが対象となりますため、特に割合が低くなっております。

○事務局（細海食の安全担当部長） 私からは、議題（5）の改正食品衛生法の概要と対応について、要点をご説明させていただきます。

まず、食品衛生法の改正の概要です。

平成30年6月に15年ぶりとなります食品衛生法の大改正がありました。主な内容は、衛生管理の国際標準化、全国一律化に向けたHACCPの制度化、また、食品のリコール報告制度の創設、営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設です。特に、HACCPの制度化については、原則、全ての食品事業者が実施しなければならない事項であり、事業者への周知と指導が必要となります。本日は、特にHACCPの制度化について重点的に説明させていただきます。

制度化されましたHACCPのポイントについてです。

法律の施行日は令和2年6月1日となりますが、その後、1年間の猶予があり、実際には令和3年6月1日までに実施することとなります。食品事業者に適用されるHACCPには、施設の規模や業態に応じて基準が二つに分かれます。一つは、HACCPに基づく衛生管理で、食品従事者が50人以上の大規模な製造施設が該当しますが、これらの施設につきましては、基準の表の上にあるとおり、Code xに定めたHACCP7原則に即した衛生管理、いわゆる高度なHACCPが求められます。もう一つは、下の段になりますが、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理で、ホテルや居酒屋などの飲食店、あるいは、食品従事者が50人未満の小規模な製造施設が該当いたします。これは、各業界団体が作成する手引書に基づき、弾力的に運用する簡略化された衛生管理、簡易なHACCPという言い方もいたしますが、そういったものの対象施設となります。

資料には対象となります札幌市内の施設数を概算で記載しておりますが、食品関係施設の大半は簡易なHACCPの対象施設となります。

次に、制度化されたHACCPの今年度の普及についてです。

周知といたしましては、ことしの7月、札幌市食品衛生協会にご協力いただき、食品衛生指導員が行っている会員への定期的巡回指導に併せて周知を実施していただきました。また、ことしの11月中には全ての許可登録業者に対して文書での周知を予定しております。

講習会といたしましては、札幌市食品衛生協会が開催しております食品衛生責任者の実務者講習会と連携し、HACCP導入のための講習会を10月から開始しており、今年度は計14回実施する予定です。

次に、今後の札幌市の主な対応予定についてです。

来年、令和2年6月1日にHACCPの制度化に関する法律が施行されることから、必要となる札幌市食品衛生法施行条例の改正を来年3月に行う予定です。また、来年度ですが、引き続き講習会などでHACCPの普及、導入支援を行いますとともに、新たに創設されます営業届出制度の周知もありますし、特に、営業届出施設につきましては、HACCPの制度化の対象施設でもありますので、同様にHACCPの普及指導、導入支援などを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、(6)の第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画案についてご説明させていただきます。

お配りしておりますのは第2次推進計画案の概要版、A3判両面の1枚物とスライド資料ですが、スライドに沿って要件をご説明させていただきます。

まず、計画の策定の目的と位置づけについてです。

これは、概要版で言いますと、表面の左上の第1章に当たります。

この計画は、札幌市安全・安心な食のまち推進条例の規定に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画と位置づけておりまして、計画期間は令和2年度から6年度までの5年間となります。計画の策定に当たりましては、

食品関係の法令や条例の規定のほか、まちづくり戦略ビジョンの一端を担うものでして、食に関する他の施策とも連携しながら推進することとしております。

次に、基本理念と目指す都市像についてです。

これは、概要版では、表面の右下の第4章となります。

基本理念の目指す都市像は、推進条例で定めております五つの基本理念と資料裏面の左上段にある六つの都市像について、推進計画にも同様に記載しております。

次に、第2次推進計画における重点課題についてです。

これは、概要版では、表面右側の第3章となります。

今後の重点課題として5点を抽出しております。

1点目は食の安全の基本となります食中毒対策の徹底、2点目は昨年6月に15年ぶりとなります大改正がなされました食品衛生法への対応、3点目は災害発生時の避難所等における食の安全確保の対策、4点目は、市民、事業者への意識調査の結果、わかりやすい情報提供が不足しているとの意見が多かったことから、情報提供のさらなる強化、5点目は、札幌市では、大通公園で開催いたします食のイベントなど、食の魅力を活用した施策に力を入れておりますが、食の安全・安心の面から下支えし、各種施策を支援することとしております。

次に、第2次推進計画の施策体系図についてです。

これは、概要版では、裏面左側の第5章となります。

施策ですが、六つの都市像を分類し、二つの施策目標を掲げております。概要版の資料では、新規事業には（新規）、強化事業には（強化）と記載しております。

一つ目の施策目標は、誰もが食の安全確保の主役となる街で、基本施策1から基本施策4により、食の安全確保に関する各種施策を展開してまいります。二つ目の施策目標は、食の安心と魅力あふれる街といたしまして、基本施策1と基本施策2により、相互理解の促進と観光産業の下支えといたしまして、食の安心・安全に関する各種施策を展開してまいります。

次に、第2次推進計画の指標についてです。

これは、概要版では、裏面右下の第6章となります。

推進体制と進行管理では、毎年度、実施状況を推進会議へ報告し、公表するとともに、計画の推進状況を評価する際の目安となります8項目の指標を設定しております。安全・安心な食のまち・さっぽろの実現に向け、各種施策を展開してまいります。

次に、今後の策定スケジュールについてです。

これまで、市長の附属機関である食品関係団体、学識経験者、市民委員などで構成される推進会議を設置し、合計6回にわたり、意見照会など、ご審議をいただきました。その内容を反映して今回の案を策定しております。

今後、11月28日に市議会へ報告し、その後、パブリックコメントを12月中旬ごろから実施し、来年3月には計画を策定、公表したいと考えております。

○事務局（高木生活衛生担当部長） 私からは、残りの2項目、（7）の多死社会に対応するための火葬場・墓地関連の取り組みと（8）の（仮称）動物愛護センター整備について、あわせてご説明させていただきます。

まず、火葬場・墓地関連の取り組みについてです。

昨年の運営協議会においても考え方のご説明をさせていただいているところでしたが、今回、市の内部で次期アクションプラン事業の整理がなされましたので、改めてご説明させていただきます。

最初に、策定の背景についてです。

グラフの上の部分をごらんください。

社会環境の変化を記載しておりまして、それに伴って、行政の課題、さらには、市民の不安と書いておりますが、団塊の世代の寿命が到来し、多死社会がやってくるのが想定されます。これに伴う問題、不安ですが、火葬件数の増加、さらには、市民の立場からしますと、火葬まで何日も待たされる、本州のように1週間以上待たされるようなことが危惧されます。

また、子ども世代の人口が少なく、墓の後継ぎがないことから無縁墓が増加することが懸念されます。

さらに、高齢単身世帯が増加しており、引き取り者のない遺骨、いわゆる無縁仏がふえることも想定されます。

これらに対する解決ということで、グラフの下の囲みの部分ですが、火葬場等に関する問題解決と市民の葬送に対する不安解消が必要であると考え、基本構想を今年度に策定する予定になっております。

次に、火葬場についてです。

グラフをごらんいただきたいのですが、青色のグラフが里塚斎場での火葬件数、下の赤色が山口斎場での火葬件数ですが、2018年は2万827件とありますが、これが直近での札幌市内における火葬件数です。順次、右側に行くにつれてふえていき、ピークは2054年で、3万2,792件が最大値となると考えております。

グラフの中ほどに現運用で火葬できる件数を示しており、山口、里塚に関し、点線がありますが、こちらはおのおのの斎場で1年間に火葬できる件数です。最初に申しましたように、2018年において既に2万1,000件弱の火葬件数となっておりますので、一つの斎場では火葬を賄えない状況になっております。

そこで課題ですが、グラフの下の左側に白抜きであります。常に2施設の稼働が必要な状況です。

もう一つの課題は、右側に書いておりますが、火葬ピークの平準化が必要ということですが、この内容につきましては、右上の図4をごらんください。

ここには日別の火葬件数の変動を書いておりますが、左側は平日における里塚と山口での合計火葬件数の最大と最少です。また、右端が友引明けについてです。札幌市の斎場に

おきましては、友引の日に火葬は行っておりませんので、友引の翌日、いわゆる友引明けに火葬件数が集中しております。このときの最大値が136件ということで、平日の最少の38件からしますと約3.6倍あることがわかります。

また、その下の図5ですが、1日の中での時間帯別の火葬の変動ピークを書いたものです。北海道では告別式が9時から10時の始まりがほとんどで、出棺が10時から11時です。そうしますと、斎場に到着するのが10時半から11時半で、これを火葬ピークと書いておりますが、この時間帯に集中いたします。

これらのピークの平準化が必要と考えておりまして、これに対応する今後の取り組みといたしましては、右下にアクションプラン事業とありますが、一つ目として、里塚斎場の整備、改修、また、一つ飛ばし、3点目として、予約システムの導入、さらに、4点目として、友引開場の実施、そして、5点目として、火葬場料収入の見直しの検討です。

現在、札幌市民は火葬料金が無料ですが、市外の方からは4万9,000円という料金をいただいております。今後、適正な受益者負担を検討する意味から、これらを含めた火葬場の使用料の見直しの検討に着手することも考えております。

続きまして、墓地の関係についてです。

左側の図6をごらんいただくと、グラフが右肩下がりになっていることがおわかりかと思えます。これは墓石型の販売数の傾向を示しておりまして、従前の墓石型のお墓は売れておりません。一方、右端ですが、薄いピンク色は樹木葬の販売の状況でして、ここ数年は樹木葬を選択する方が非常に多くなっております。

また、折れ線グラフが二つありますが、これは合葬墓とあって、個人で墓を持つのではなく、墓の中に複数の方のお骨を入れるタイプでして、こちらも非常に多くなっております。

その下に書いておりますが、このように市民の墓地に対するニーズが多様化しておりますので、それらへの対応が必要になってきます。

もう一点の問題は、右側ですが、図7の無縁化疑いの墓についてです。

写真がわかりづらいかもしれませんが、これは個人のお墓の区画の中に木が生えている状態のものです。手入れが全くされないことから、墓石が見えないぐらいまで木が茂っています。こうしたことへの対応も必要と考えております。

これらに対する今後の検討ですが、無縁墓への対応ということで、墓の管理者がどなたなのかを特定するための調査などを行うことを考えております。また、新たな管理料制度の見直しも今後の検討項目として考えております。

次に、葬送に対する市民意識のアンケート調査の結果についてです。

終活に対してどのようなお考えをお持ちかを聞いておりまして、終活に対する印象については、74.6%の方が人生をよりよく過ごすことにつながるという非常に肯定的なお考えをお持ちです。一方、実際にご自分が終活を実践しているかという問いに対し、している方は24.5%と、3分の1以下の割合となっております。

このように、終活等についての重要性は理解しているにもかかわらず、実践に至っていないことから、市民ニーズの把握、あるいは、意識改革の働きかけなどが必要だと考えております。

次に、先ほど来申しました火葬場、墓地、あるいは、意識情勢の3本を柱とした基本構想を今年度末までに策定したいと考えております。

また、その2年後でございますが、より具体的な取り組みの内容を記載いたしました運営基本計画を策定して、今後、取り組みを進めたいと考えております。

最後に、（仮称）動物愛護センター整備事業についてです。

まず、札幌市における動物管理センターと呼んでいるところの現状ですが、2カ所に事務所があり、八軒本所と福移支所です。八軒本所では、狂犬病の届け出などの事務処理に加え、犬猫の引き取りを行っております。一方、福移支所では、犬猫の引き取り、収容に加え、譲渡なども行っております。また、亡くなったペットをお持ちになった方に対し、ペットの火葬を受け付けることも行っております。

次に、現在の取り組みの状況についてです。

昨年4月に策定した動物愛護管理推進計画の中に掲げております数値の達成状況でご説明いたします。

右端に2027年度とあるのが計画における目標数値でして、左側には、2018年度ということで、直近の達成状況を書いております。

7項目を載せておりますが、達成されているのは3の猫の収容中の死亡数、4の犬の殺処分ですが、それ以外はまだ未達成です。

今回、動物愛護センターの整備に関して、同じく市の内部のアクションプランでパブリックコメントを行っているところです。愛護センター整備事業が認められておまして、事業内容ですが、箇条書きしておりますが、基幹施設である愛護センターを整備したいと考えております。それにより、動物愛護の普及啓発や教育の充実、さらには、殺処分ゼロ、収容中の死亡数を減らすための取り組みの推進を考えております。

なお、4年間の計画事業費として5億5,900万円を要求しております。

次に、今計画している愛護センターの施設の概要、規模等についてですが、上の段に記載のとおりです。また、愛護センターを設置するに当たり、必要な機能として有すべきものの視点ですが、1点目は、集約による市民利便性の向上です。今、八軒と福移の2カ所に分かれておりますが、1カ所に集約することによる利便性の向上を考えております。また、2点目として、動物保護管理機能の強化拡充、さらには、3点目として、動物愛護の拠点とすることを考えておりますが、具体的に予定しております部屋の名称等を書いたものでご説明いたします。

動物愛護の推進として、三つありまして、多目的ホール、譲渡の確認室、個別相談室です。右側に黒い星がついておりますが、これは今回新たに新設する、今まではなかった設備となります。また、動物保護管理として、検疫室、隔離・負傷動物室、さらには、トリ

ミング室とって、収容した動物を別の方に譲渡するためのトリミングするための部屋も考えております。

最後に、施設整備のスケジュールについてです。

来年度以降、2年間をかけて、基本設計、実施設計を行った後に建設を行い、オープンは2023年、令和5年を予定しております。説明は以上であります。

○松家委員長 それでは、質疑を行います。

説明のありました八つの項目について、一つずつ行きます。

一つ目の働く世代の健康増進アプローチ研究事業について、ご質問がある方はいらっしゃいませんか。

お聞きしたいのですが、専用アプリとはどんなものなのでしょうか。

○事務局（阿部地域保健・母子保健担当課長） 既存アプリがいろいろなところから結構出ておりまして、歩数計のほか、自分で体重や身長の数値を初め、ボディーバランスの数値を入れるものがありますが、そういったものをカスタマイズし、スマートフォンで見られるようにするとともに、それを札幌市に送っていただくICTを活用したものを考えております。

○松家委員長 それ以外には使わないということですか。

○事務局（阿部地域保健・母子保健担当課長） 札幌市独自で今ある既存のものプラスアルファということで検討していますが、具体的にどのようなアプリを使うかは今後のプロジェクト会議の中で決めていこうと考えております。

○松家委員長 それにはコストはそんなにかからないのですか。

○事務局（阿部地域保健・母子保健担当課長） 一から開発するよりはかからないと思います。

○松家委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松家委員長 それでは、二つ目の受動喫煙対策について、ご質問やご意見はございませんか。

さっぽろ受動喫煙防止宣言となっておりますが、札幌市で条例にしない理由は何かございますか。

○事務局（秋野成人保健・歯科保健担当部長） 厚生労働省で罰則規定付きの義務規定的な健康増進法の改正が行われていること、また、北海道でも条例を制定するということがあります。この条例の規制範囲の中には札幌市も入りますし、この中でも、努力規定とはいえ、責務規定的なものが盛り込まれる予定です。

このように、国と道でこうした動きがある中、受動喫煙防止対策というのは、市民、事業者の皆様のご協力を得なければ進まないものですので、国と道の動きを見据え、札幌市としては、国の法律や道の条例に基づいた実効性のあるというか、具体的な受動喫煙の対策について宣言し、市民、団体、事業者の皆様と一緒に受動喫煙防止の取り組みを進め

ることを表明したい、そうした取り組みを優先して進めたいという考え方です。

○松家委員長 WE S T 1 9にお勤めの方で喫煙者は何%ぐらいいるのですか。

○事務局（秋野成人保健・歯科保健担当部長） 調査したことがないので、わかりませんが、それほど多くはないと認識しております。

○松家委員長 喫煙される方は外へ出るわけですか。

○事務局（秋野成人保健・歯科保健担当部長） 敷地内禁煙となっておりますので、そのようになります。以前は敷地内にたばこが吸えるところがありましたが、ことしの1月に撤廃いたしましたので、敷地内では吸えません。

○松家委員長 道議会棟もそうですが、喫煙場所をつくらないと、外に出て、迷惑をかける職員がいるからだめだということですが、市ではそういうことはないのですね。

○事務局（秋野成人保健・歯科保健担当部長） そうならないことを願っております。

○松家委員長 次に、三つ目のおたふくかぜワクチン任意接種費用助成について、ご意見やご質問はございませんか。

おたふくかぜワクチンは、今の予定では、来年ぐらいに定期接種になるなど、何か情報は入っておりますか。

○事務局（山口感染症担当部長） おたふくかぜワクチンの定期化に向けてですが、国では検討している最中ということですが、MMRワクチンでの副作用の話があり、このワクチンではなく、ロタウイルスのワクチンが来年10月から定期化になる見込みですが、おたふくかぜワクチンについてははっきりと決まっていなところではあります。

○松家委員長 ワクチンは高いですから、そちらが優先でいいのかもしれませんが。

次に、風疹追加的対策について、ご意見やご質問はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松家委員長 次に、改正食品衛生法の概要について、ご意見やご質問はございませんか。

実務講習会はどんなことを行い、誰が対象ですか。

○事務局（細海食の安全担当部長） 現に許可などを持っている営業者の方は、最初に講習を受けた後、講習会を受けていないと、古い知識のままとなりますので、定期的に講習会を受講し、知識などを新しくしていただきたいということから、食品衛生協会にお願いしてやっけていただいているものでして、その中に新しいHACCPの考え方も入れ、講習を受けることでHACCPの知識も身につくということで推進しているところです。

○松家委員長 現状値の10%というのはちょっと低いように思うのですが、大丈夫なのでしょうか。

○事務局（細海食の安全担当部長） 受けなくても許可の更新ができるなど、義務化されておらず、努力規定ということもあり、現状では10%と低くなっております。ただ、今回、HACCPの制度化となり、取引業者などからも求められますので、HACCPの制度化に伴い、受講率も上がるものと考えております。

○松家委員長 HACCPに期待したいということですね。

次に、第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画案について、ご意見やご質問はございませんか。

○上田委員 推進計画の指標の中の施策目標1に誰もが食の安全確保の主役となる街とありますが、子どもたちの段階というか、小さいときに食の安全のことの学習の機会はつくられているのでしょうか。

○事務局（細海食の安全担当部長） こちらは、保健所だけの計画ではなく、全庁的な計画として位置づけており、メンバーには教育委員会の方も入っております。子どもたちの教育の機会については、教育委員会の力が大きいですので、連携して進めていきたいと考えております。

○松家委員長 小学生を対象にしてやっていただければと思います。中学生だとそういう余裕がないので、よろしく願いいたします。

次に、多死社会に対応するための火葬場・墓地関連の取り組みについて、ご意見やご質問はございませんか。

友引に開場したときの利用の可能性はわかっていらっしゃるのでしょうか。

○事務局（高木生活衛生担当部長） 友引開場についてですが、本州ではあるようですが、一般の平日に比べると半分ぐらいの利用率に下がっていると聞いております。また、市民アンケートで友引開場に対してどう考えますかと聞くと、昔も今も、ある程度の方から抵抗があるというお答えがあります。

○松家委員長 半分ぐらいですかね。

○事務局（高木生活衛生担当部長） そのぐらいだったかと思います。

○松家委員長 それでは、札幌の場合はもっと多くなるかもしれませんね。

○事務局（高木生活衛生担当部長） これは想定ですが、葬儀をやるとなると、個人の考えだけではなく、親類も同意して初めて友引に火葬するということになりますので、親戚などの中で一部に友引を忌み嫌う方がいらっしゃると、友引開場にはなかなか誘導されないということもあるかと思えます。

○松家委員長 今、孤独死も多いですから、有効だと思いますけれどもね。

○事務局（高木生活衛生担当部長） 実際には、私どもの事業の中では、市民の意識醸成と先ほどご説明させていただきましたが、火葬場について、市民にはご自分のこととして考えていただく中、友引開場による火葬、あるいは、予約システムについて先ほどご説明させていただきましたが、そういうものを活用する中で自分が望んでいる火葬というか、葬送を行っていただきたいと考えております。

○松家委員長 予約システムというのは火葬時間のことですよ。

○事務局（高木生活衛生担当部長） 将来のことではなく、何日か後の午前や午後などという意味です。都市によっては、1時間を30分の枠の二つに区分し、1区分で2件まで受けられるとしております。葬祭業者は、それを見て、事前に何月何日のこの時間という枠をとれます。そうすることにより混雑緩和ができるということが期待されております。

○松家委員長 それでは、8点目の（仮称）動物愛護センター整備事業について、ご質問やご意見はございませんか。

犬の引き取り数が170とあって、殺処分はゼロとありますが、これは全部が譲渡されるということですか。

○事務局（高木生活衛生担当部長） 犬は、殺処分ゼロですから、譲渡している、あるいは、動物管理センターでまだ飼っているものもおります。ただ、猫は、子猫の状態で入ってくるものが非常に多く、飼育中に亡くなってしまうということがあり、その件数をなるべく減らしたいということの一つの目標として設定しております。

○松家委員長 目も見えない猫はいますからね。

○事務局（高木生活衛生担当部長） 猫は多産系ですので、1回の出産で6匹くらいは平気で産みます。

○松家委員長 新しいところのレイアウトでは、犬収容室は96平米で、猫収容室が120平米で、猫のほうが広いのですが、これには何か理由があるのですか。

○事務局（高木生活衛生担当部長） 飼っているのは猫のほうが多いということがあります。さらに、猫は、数匹、できれば1匹ずつケージに入れ、分離して飼わなくてはならず、それなりの面積を持ちたいという希望があります。

○松家委員長 ほかに全体を通してご質問やご意見はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松家委員長 特になければ、本日の議事は全て終了となります。

皆様のご協力をいただき、無事に議事を終了することができました。ご協力をありがとうございました。

それでは、会議の進行を事務局にお返しいたします。

8. 閉 会

○事務局（鈴木健康企画課長） 松家委員長、議事の進行をどうもありがとうございました。委員の皆様もお疲れさまでした。

本日の会議録は、後日、皆様にお送りさせていただきますので、内容についてご確認いただきたいと存じます。

それでは、以上をもちまして令和元年度札幌市保健所運営協議会を閉会いたします。

きょうは、本当にありがとうございました。

お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。

以 上